

縦覧を行います

土地(家屋)価格等縦覧帳簿

納税者が、自己所有の土地、家屋の評価が適正かどうかを判断できるように、平成19年度の土地(家屋)価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。

(市内の土地、家屋の地番、評価額等は載りますが、所有者、税額は載りません)

縦覧場所

市役所税務課(手数料無料)

縦覧期間

4月2日(月)から5月31日(木)の8時30分から17時15分まで(土、日曜および祝祭日を除く)

縦覧できる人

市内に固定資産を所有している納税者および納税者からの委任状がある人(納税者は納税通知書、課税明細書および運転免許証等を、

その他の方は委任状および運転免許証等を提示してください)



固定資産課税台帳の縦覧は次のとおりです

縦覧場所 市役所税務課

縦覧期間

通年(土・日曜、祝日および年末年始を除く8時30分から17時15分まで)

縦覧できる人

納税義務者、委任状がある人および借地、借家人等(借地、借家人等は使用又は収益の対象となる部分のみ)

問い合わせ

税務課 課税係

☎75-2126

助かるはずの命を

救うために

救急車適正利用にご協力ください



傷病者が、呼びかけに反応がなかったり、呼吸が止まっているときは1分1秒を争う命の危機です。このような場合にはすぐに救急車を呼んでください。

しかし、最近では緊急性のない方からの要請もあり、救急車の出動件数も年々増えています。

一番心配されるのは、本当に必要な方に対して到着が遅れ、

助かるはずの命を救えなくなる

かも知れないということです。

もう一度救急車を呼ぶ前に考えてみてください。住民のみなさんのご理解とご協力をお願いします。

※かかりつけの病院で受診できないときは、消防局で医療機関の情報案内をしています。

救急医療情報センター

☎31-8899

問い合わせ

多久消防署

☎75-2191

飼い主の義務です

愛犬の登録と狂犬病予防注射

生後91日以上の全ての犬には登録および年に一度の狂犬病予防注射が必要です。



持参するもの

・登録済の犬の場合

注射料および注射済票交付手数料

(1匹あたり 3,050円)

通知はがき

未登録の犬の場合

登録料、注射料および注射済票交付手数料

(1匹あたり 6,050円)

飼い主の名前、住所、電話番号、犬の名前、種類、性別、毛の色を書いたメモ

問い合わせ

市民生活課 生活環境係

☎75-6117

狂犬病予防注射日程

期日	時間	場所
4月18日(水)	9:00~10:00	納所会館
	10:30~11:30	南多久公民館
	13:30~15:00	東多久公民館
19日(木)	10:00~11:30	母子健康センター
	13:30~14:30	筋原公民館
20日(金)	9:00~10:00	多久公民館
	10:30~11:30	西多久公民館
	13:30~14:30	宮ノ浦公民館
21日(土)	9:30~11:30	母子健康センター
	13:30~15:00	東多久公民館